

函館市NET119緊急通報システム運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市NET119緊急通報システム（以下「NET119」という。）の運用について、必要な事項を定めることとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、NET119とは、聴覚または言語機能等に障がいをもつ者が、自らが保有するインターネット端末（インターネット機能を利用することができる携帯電話またはスマートフォン等をいう。以下同じ。）からインターネットを利用して、消防機関へ緊急通報を行うシステムをいう。

(利用対象者)

第3条 NET119を利用することができる者は、函館市に居住し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を有し、聴覚、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい等により、音声で会話することが困難である者
- (2) 両耳のいずれも聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象とならない者
ただし、中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下によるものは除く。
- (3) 前2号に掲げる者のほか、函館市消防長が特に必要と認める者

(登録の申請)

第4条 NET119を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、函館市公式サイトまたは別表に定める窓口において、自らが保有するインターネット端末からウェブブラウザ上で、別に定める函館市NET119緊急通報システム利用規約に同意のうえ登録申請するものとする。

(登録審査および通知)

第5条 函館市消防長は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、申請者をNET119の利用者として登録するものとする。

2 函館市消防長は、登録した旨を申請者のメールアドレスに通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 前条の規定による登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更が生じたときまたは登録を廃止するときは、自らが保有するインターネット端末からウェブブラウザ上で変更または廃止手続きをするものとする。

(登録の取消し)

第7条 函館市消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により登録者となったとき。

(2) 転居、死亡その他の事由により、第3条に規定する利用対象者でなくなったとき。

(登録者情報の管理)

第8条 消防指令センターは、ウェブブラウザ上で登録者情報の管理をする。

2 登録者情報の管理に際しては、函館市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年函館市条例第36号)に基づき、個人情報の取り扱いに十分注意するものとする。

(利用料)

第9条 NET119の利用料は無料とする。ただし、NET119の登録申請および緊急通報に伴う通信費用その他インターネット端末の利用に係る費用は、申請者および登録者の負担とする。

(緊急通報受信時の対応)

第10条 消防指令センターは、NET119による緊急通報を受信したときは、直ちに当該事案に応じた出動を指令する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第4条から第9条に規定する利用者の登録に係る手続き、登録情報の管理、利用料に関するものは、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

申請受付場所	函館市消防本部消防指令センター 函館市北消防署 函館市東消防署 函館市東消防署南茅部支署 函館市保健福祉部障がい保健福祉課 函館市亀田支所亀田福祉課
申請受付時間	各申請受付場所の受付時間は、平日 8 時 4 5 分から 1 7 時 3 0 分までとする。ただし、消防本部、消防署および支署については、災害発生、災害出動等により受付対応できない場合がある。